

## (旧) 大阪市立大学年俸制教員給与規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 38

最近改正 令和 8. 3. 30 規程 76

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。第 57 条の規定に基づき、同条第 3 号に掲げる教員（以下「年俸制教員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

#### (給与の種類)

第 2 条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績年俸及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、基本年俸の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、クロスアポイントメント手当及び共同研究等貢献手当とする。

### 第 2 章 基本年俸の支給基準

#### (基本年俸)

第 3 条 基本年俸は、その者の職務と責任に応じて、別表第 1 の基本年俸表に定める額を支給する。

#### (職務の級の決定)

第 4 条 年俸制教員の職務の級（別表第 1 の基本年俸表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の教員の例により決定する。

#### (採用時の基本年俸)

第 5 条 新たに年俸制教員となった者の基本年俸の号給は、昇給等規程の教員の例により決定する。

2 前項にかかわらず、大阪市立大学年俸制特定有期雇用教員給与規程（以下「年俸制有期教員給与規程」という。）の適用を受ける者から引き続いて、新たに年俸制教員となった者の基本年俸の号給は、年俸制有期教員給与規程の適用を受ける初日において教員となったものとみなして昇給等規程の教員の例により決定される号給に、年俸制有期教員給与規程の適用を受けていた期間の合計月数（1 月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を 3 月で除して得た号給数を加えた号給とする。

#### (昇格・降格時の基本年俸)

第 6 条 年俸制教員が昇格又は降格した場合における基本年俸の号給は、昇給等規程の教員の

例により決定する。

#### (基本年俸の定時改定)

第7条 基本年俸の改定は、その者の評価の期間における人事評価、勤務状況等を勘案して、直前の定時改定以後の勤務年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に応じて、その者の号給に、別表第2に定める号給数を加えた号給とする。

2 前号に定めるもののほか、改定に必要な事項は、理事長が定める。

#### (基本年俸の情勢改定)

第8条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、基本年俸を改定することができる。

#### (基本年俸の決定の特例)

第9条 第4条による職務等級の定めがない職にある者の基本年俸の額は、理事長がその者の職務の内容及び経歴等を勘案して決定する。

2 その者の従事する職務の内容、経歴及び人事評価等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前条の規定にかかわらず基本年俸の額を決定することができる。

#### (基本年俸の調整額)

第10条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、基本年俸表の額をもって基本年俸とすることが適当でないとき認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する年俸制教員は別表第3に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

### 第3章 業績年俸の支給基準

#### (業績年俸)

第11条 業績年俸は、第2章の規定により決定する職務の級及び号給に応じて、別表第4の業績年俸表に定める額を支給する。

2 前条の規定により基本年俸の調整額の支給を受ける者については、別表第4の業績年俸表に定める額に別表第5の業績年俸加算表の加算額欄に定める額を加算した額を業績年俸とする。

3 第15条の規定により管理職手当の支給を受ける者については、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を第1項又は第2項に規定する額に加えることができる。

- (1) 1種 124,154円
- (2) 2種 111,716円
- (3) 3種 86,954円
- (4) 4種 74,516円
- (5) 5種 37,200円
- (6) 6種 24,760円

#### (評価による業績年俸の加算及び減算)

第 12 条 第 7 条の規定により決定する評価の結果が優秀な年俸制教員の業績年俸は、次の各号に掲げる評価区分に応じて、当該各号に定める額を第 1 項に規定する額に加えた額とすることができる。

- (1) 評価が S である者 理事長が定める額
- (2) 評価が A である者 200,000 円

2 第 7 条の規定により決定する評価の結果が C である年俸制教員の業績年俸は、第 1 項に規定する額から 200,000 円を減じた額とすることができる。

#### (業績年俸の情勢改定)

第 13 条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、業績年俸を改定することができる。

#### (業績年俸の決定の特例)

第 14 条 第 4 条による職務等級の定めがない職にある者の業績年俸の額は、理事長がその者の職務の内容及び経歴等を勘案して決定する。

2 その者の従事する職務の内容、経歴及び人事評価等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前条の規定にかかわらず業績年俸の額を決定することができる。

### 第 4 章 諸手当の支給基準

#### (管理職手当)

第 15 条 年俸制教員の管理職手当については、給与規程第 12 条及び第 13 条を準用して支給する。

#### (職務負担手当)

第 16 条 年俸制教員の職務負担手当については、給与規程第 14 条を準用して支給する。

#### (初任給調整手当)

第 17 条 年俸制教員の初任給調整手当については、給与規程第 15 条を準用して支給する。

#### (扶養手当)

第 18 条 年俸制教員の扶養手当については、給与規程第 16 条から第 18 条までを準用して支給する。

#### (地域手当)

第 19 条 年俸制教員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 16 (東京都の特別区の存する地域に在勤する年俸制教員にあっては、100 分の 20) (第 32 条に規定する休職者については、扶養手当の月額) を乗じて得た額とする。

#### (地域手当の始期及び終期)

第 20 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、給与規程第 10 条及び第 11 条を準用して、計算する。

**(住居手当)**

第 21 条 年俸制教員の住居手当については、給与規程第 21 条から第 23 条までを準用して支給する。

**(通勤手当)**

第 22 条 年俸制教員の通勤手当については、給与規程第 24 条を準用して支給する。

**(単身赴任手当)**

第 23 条 年俸制教員の単身赴任手当については、給与規程第 25 条から第 27 条までを準用して支給する。

**(特殊勤務手当)**

第 24 条 年俸制教員の特殊勤務手当については、給与規程第 28 条を準用して支給する。

**(時間外勤務手当)**

第 25 条 年俸制教員の時間外勤務手当については、給与規程第 29 条を準用して支給する。この場合、勤務 1 時間当たりの給与額を、第 28 条に規定する額と読み替えるものとする。

**(夜間勤務手当)**

第 26 条 年俸制教員の夜間勤務手当については、給与規程第 30 条を準用して支給する。この場合、勤務 1 時間当たりの給与額を、第 28 条に規定する額と読み替えるものとする。

**(管理職員深夜勤務手当)**

第 27 条 年俸制教員の管理職員深夜勤務手当については、給与規程第 31 条を準用して支給する。この場合、勤務 1 時間当たりの給与額を、第 28 条に規定する額と読み替えるものとする。

**(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)**

第 28 条 年俸制教員の勤務 1 時間当たりの給与の額は、次の計算式により得られる額とする。

「基本年俸（調整額含む）の額」＋「業績年俸の額」＋「諸手当の年額」

「年間勤務時間」

2 前項に規定する諸手当の年額とは、次の計算式により得られる諸手当の額に 12 を乗じて得た額とする。

「諸手当の額」＝「管理職手当の月額」＋「管理職手当に対する地域手当の月額」＋「職務負担手当の月額」＋「初任給調整手当の月額」

3 第 1 項に規定する年間勤務時間とは、次の計算式により得られる時間とする。

「年間勤務時間」＝「週所定労働時間数」×（365－「年間祝日等日数」）÷365×52

4 前項の週所定労働時間数及び年間祝日等日数の定義については、給与規程第 32 条第 3 項の規定を準用する。

5 第 3 項に規定する年間勤務時間に 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

**(時間外勤務手当等の計算)**

第 29 条 前 4 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の

額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

- 2 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、1 時間未満の端数を生じたときはこれを時間単位に換算する。
- 3 前項の規定により計算した時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

#### （宿日直手当）

第 30 条 年俸制教員の宿日直手当については、給与規程第 34 条を準用して支給する。

#### （クロスアポイントメント手当）

第 31 条 年俸制教員のクロスアポイントメント手当については、給与規程第 36 条を準用して支給する。

#### （共同研究等貢献手当）

第 31 条の 2 共同研究等貢献手当については、給与規程第 36 条の 2 の規定を準用する。

### 第 5 章 休職者等の給与

#### （休職者等の基本年俸及び諸手当）

第 32 条 次の各号に掲げる休職等となった年俸制教員のその間の基本年俸及び諸手当については、給与規程第 5 章に定める休職等となった教職員に支給される給与の規定を準用して支給する。この場合、給料を基本年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 就業規則第 21 条第 1 項の規定による休職
- (2) 就業規則第 53 条第 3 号の規定による停職
- (3) 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業
- (4) 育児介護休業規程に規定する育児短日数勤務
- (5) 公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程に基づく自己啓発等休業
- (6) 就業規則第 47 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業

- 2 前項に規定する基本年俸月割額とは、基本年俸及び調整額の合計額を 12 で除した額（以下「基本年俸月割額」という。）とする。

#### （休職者等の業績年俸）

第 33 条 休職等の事由により勤務していない年俸制教員の業績年俸は、公立大学法人大阪管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第 18 条の規定を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と読み替えるものとする。

#### （懲戒処分を受けた者に対する業績年俸の減額）

第 34 条 就業規則第 53 条に定める戒告、減給または停職の処分を受けた年俸制教員につい

ては、理事長が別に定めるところにより、業績年俸を減額して支給する。

## 第6章 給与の減額

### (基本年俸の減額)

第35条 年俸制教員が所定の勤務日に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、給与規程第6章の規定を準用して、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの基本年俸の額をその者に支給すべき基本年俸から減額する。この場合、給料を基本年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第20条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第27条第1項に規定する特別休暇
- (3) 勤務時間等規程第31条に規定する病気休暇
- (4) 勤務時間等規程第33条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 就業規則第19条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

2 勤務1日当たりの基本年俸の額は、基本年俸月割額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

3 勤務1時間当たりの基本年俸の額は、第28条を準用して計算する。

### (基本年俸の減額方法)

第36条 前条の規定により減額すべき基本年俸の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の基本年俸から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

### (諸手当の減額)

第37条 管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の減額については、給与規程第48条から第50条までを準用して減額する。

## 第7章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

### (年俸の計算期間)

第38条 基本年俸及び業績年俸（以下「年俸」という。）の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 前項に定めるもののほか、給与の計算期間は、給与規程、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程、その他給与規程の関係規程において別

に定める場合を除き、月の初日から末日までとする。

#### (支払日)

第 39 条 基本年俸及び諸手当の支給日は、給与規程第 52 条を準用して決定する。

- 2 業績年俸の支給日は、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第 14 条を準用して決定する。
- 3 本規程等において別に定める場合を除き、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。
- 4 通勤手当の支給日は、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程に定めるところによる。
- 5 共同研究等貢献手当の支給日は、公立大学法人大阪共同研究等貢献手当規程に定めるところによる。

#### (基本年俸及び業績年俸の支給方法)

第 40 条 基本年俸及び業績年俸は、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 基本年俸 12 等分して毎月の給与支給日に支給する。
- (2) 業績年俸 2 等分して 6 月及び 12 月の業績年俸支給日に支給する。

#### (新たに年俸制教員になった者に対する支給方法)

第 41 条 計算期間の途中に新たに年俸制教員になった者の基本年俸及び業績年俸については、管理職員給与規程第 13 条を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と読み替えるものとする。

#### (退職者等に対する支給方法)

第 42 条 年俸制教員である者が、年俸制教員の職を離れたときの基本年俸及び業績年俸については、管理職員給与規程第 14 条を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と、就業規則第 57 条第 1 号を第 57 条第 3 号と、管理職を年俸制教員の職と読み替えるものとする。

#### (昇格者に対する支給方法)

第 43 条 年俸制教員のうち計算期間の途中に職務等級が変更された者の基本年俸及び業績年俸については、管理職員給与規程第 15 条を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と読み替えるものとする。

#### (給与の支払方法等)

第 44 条 前 5 条に定めるほか、給与の支払方法等については、給与規程第 7 章及び第 9 章の規定を準用する。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(合併に伴う経過措置)

2 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間においては、本則中「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」と読み替え、(旧)公立大学法人大阪市立大学年俸制教員給与規程及び関係する規程等に定める内容を適用する。

附 則 (令和2.3.31 規程49)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3.3.31 規程38)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.3.31 規程386)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.9.30 規程620)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5.3.31 規程119)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6.3.27 規程133)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6.7.22 規程189)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則 (令和7.3.31 規程56)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8.3.30 規程76)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表第1

### 基本年俸表

号給	1級	2級	3級	4級
1	3,907,344	4,767,600	5,076,624	5,572,176
2	3,942,144	4,794,048	5,105,856	5,595,840
3	3,976,944	4,820,496	5,135,088	5,619,504
4	4,011,744	4,846,944	5,164,320	5,643,168
5	4,046,544	4,872,000	5,193,552	5,665,440
6	4,081,344	4,897,056	5,221,392	5,690,496

7	4, 116, 144	4, 920, 720	5, 247, 840	5, 715, 552
8	4, 150, 944	4, 944, 384	5, 274, 288	5, 740, 608
9	4, 185, 744	4, 968, 048	5, 300, 736	5, 764, 272
10	4, 220, 544	4, 993, 104	5, 323, 008	5, 792, 112
11	4, 255, 344	5, 016, 768	5, 345, 280	5, 819, 952
12	4, 290, 144	5, 040, 432	5, 366, 160	5, 846, 400
13	4, 324, 944	5, 064, 096	5, 387, 040	5, 872, 848
14	4, 359, 744	5, 087, 760	5, 409, 312	5, 903, 472
15	4, 394, 544	5, 110, 032	5, 431, 584	5, 932, 704
16	4, 429, 344	5, 132, 304	5, 452, 464	5, 961, 936
17	4, 464, 144	5, 154, 576	5, 473, 344	5, 991, 168
18	4, 498, 944	5, 174, 064	5, 495, 616	6, 020, 400
19	4, 533, 744	5, 193, 552	5, 517, 888	6, 049, 632
20	4, 568, 544	5, 213, 040	5, 538, 768	6, 078, 864
21	4, 603, 344	5, 232, 528	5, 559, 648	6, 106, 704
22	4, 635, 360	5, 252, 016	5, 581, 920	6, 135, 936
23	4, 667, 376	5, 271, 504	5, 604, 192	6, 163, 776
24	4, 699, 392	5, 290, 992	5, 625, 072	6, 191, 616
25	4, 731, 408	5, 310, 480	5, 645, 952	6, 219, 456
26	4, 756, 464	5, 329, 968	5, 668, 224	6, 248, 688
27	4, 781, 520	5, 349, 456	5, 690, 496	6, 276, 528
28	4, 805, 184	5, 368, 944	5, 711, 376	6, 304, 368
29	4, 828, 848	5, 388, 432	5, 732, 256	6, 332, 208
30	4, 853, 904	5, 407, 920	5, 754, 528	6, 361, 440
31	4, 877, 568	5, 427, 408	5, 776, 800	6, 389, 280
32	4, 901, 232	5, 446, 896	5, 797, 680	6, 417, 120
33	4, 924, 896	5, 466, 384	5, 818, 560	6, 444, 960
34	4, 949, 952	5, 485, 872	5, 839, 440	6, 474, 192
35	4, 973, 616	5, 505, 360	5, 860, 320	6, 502, 032
36	4, 997, 280	5, 524, 848	5, 879, 808	6, 529, 872
37	5, 020, 944	5, 542, 944	5, 899, 296	6, 557, 712
38	5, 041, 824	5, 562, 432	5, 920, 176	6, 586, 944
39	5, 062, 704	5, 581, 920	5, 941, 056	6, 614, 784
40	5, 082, 192	5, 601, 408	5, 960, 544	6, 642, 624
41	5, 101, 680	5, 619, 504	5, 980, 032	6, 670, 464

42	5, 122, 560	5, 638, 992	6, 000, 912	6, 699, 696
43	5, 143, 440	5, 658, 480	6, 021, 792	6, 727, 536
44	5, 162, 928	5, 677, 968	6, 041, 280	6, 755, 376
45	5, 182, 416	5, 696, 064	6, 060, 768	6, 783, 216
46	5, 203, 296	5, 715, 552	6, 080, 256	6, 812, 448
47	5, 224, 176	5, 735, 040	6, 099, 744	6, 840, 288
48	5, 243, 664	5, 753, 136	6, 119, 232	6, 868, 128
49	5, 263, 152	5, 771, 232	6, 138, 720	6, 895, 968
50	5, 281, 248	5, 790, 720	6, 158, 208	6, 925, 200
51	5, 297, 952	5, 810, 208	6, 176, 304	6, 953, 040
52	5, 314, 656	5, 828, 304	6, 194, 400	6, 980, 880
53	5, 331, 360	5, 846, 400	6, 212, 496	7, 008, 720
54	5, 346, 672	5, 865, 888	6, 230, 592	7, 037, 952
55	5, 361, 984	5, 885, 376	6, 248, 688	7, 065, 792
56	5, 377, 296	5, 903, 472	6, 266, 784	7, 093, 632
57	5, 392, 608	5, 921, 568	6, 284, 880	7, 121, 472
58	5, 407, 920	5, 941, 056	6, 302, 976	7, 150, 704
59	5, 423, 232	5, 959, 152	6, 321, 072	7, 178, 544
60	5, 438, 544	5, 977, 248	6, 339, 168	7, 206, 384
61	5, 453, 856	5, 995, 344	6, 357, 264	7, 234, 224
62	5, 469, 168	6, 013, 440	6, 375, 360	7, 262, 064
63	5, 483, 088	6, 031, 536	6, 393, 456	7, 288, 512
64	5, 497, 008	6, 049, 632	6, 411, 552	7, 314, 960
65	5, 510, 928	6, 066, 336	6, 429, 648	7, 341, 408
66	5, 524, 848	6, 084, 432	6, 447, 744	7, 365, 072
67	5, 538, 768	6, 102, 528	6, 465, 840	7, 388, 736
68	5, 551, 296	6, 119, 232	6, 483, 936	7, 412, 400
69	5, 563, 824	6, 135, 936	6, 502, 032	7, 436, 064
70	5, 577, 744	6, 154, 032	6, 520, 128	7, 459, 728
71	5, 591, 664	6, 172, 128	6, 538, 224	7, 482, 000
72	5, 604, 192	6, 188, 832	6, 556, 320	7, 504, 272
73	5, 616, 720	6, 205, 536	6, 574, 416	7, 526, 544
74	5, 630, 640	6, 223, 632	6, 592, 512	7, 550, 208
75	5, 643, 168	6, 240, 336	6, 610, 608	7, 572, 480
76	5, 655, 696	6, 257, 040	6, 628, 704	7, 594, 752

77	5,668,224	6,273,744	6,645,408	7,617,024
78	5,680,752	6,290,448	6,663,504	7,636,512
79	5,691,888	6,307,152	6,681,600	7,656,000
80	5,703,024	6,323,856	6,699,696	7,675,488
81	5,714,160	6,340,560	6,716,400	7,693,584
82	5,726,688	6,357,264	6,734,496	7,706,112
83	5,737,824	6,373,968	6,751,200	7,718,640
84	5,748,960	6,390,672	6,767,904	7,731,168
85	5,760,096	6,407,376	6,784,608	7,742,304
86	5,771,232	6,424,080	6,799,920	7,752,048
87	5,782,368	6,440,784	6,815,232	7,761,792
88	5,793,504	6,457,488	6,830,544	7,771,536
89	5,804,640	6,472,800	6,845,856	7,779,888
90	5,815,776	6,489,504	6,861,168	7,789,632
91	5,826,912	6,506,208	6,876,480	7,799,376
92	5,838,048	6,521,520	6,890,400	7,809,120
93	5,849,184	6,536,832	6,904,320	7,817,472
94	5,860,320	6,549,360	6,918,240	7,827,216
95	5,870,064	6,561,888	6,932,160	7,836,960
96	5,879,808	6,574,416	6,946,080	7,846,704
97	5,889,552	6,586,944	6,958,608	7,855,056
98	5,900,688	6,598,080	6,972,528	7,864,800
99	5,910,432	6,609,216	6,986,448	7,874,544
100	5,920,176	6,620,352	6,998,976	7,884,288
101	5,929,920	6,630,096	7,011,504	7,892,640
102	5,939,664	6,641,232	7,022,640	7,902,384
103	5,949,408	6,652,368	7,033,776	7,912,128
104	5,959,152	6,662,112	7,044,912	7,921,872
105	5,968,896	6,671,856	7,056,048	7,930,224
106	5,978,640	6,682,992	7,067,184	7,939,968
107	5,988,384	6,694,128	7,078,320	7,949,712
108	5,998,128	6,703,872	7,089,456	7,959,456
109	6,007,872	6,713,616	7,100,592	7,967,808
110	6,017,616	6,724,752	7,111,728	7,977,552
111	6,027,360	6,735,888	7,122,864	7,987,296

112	6,037,104	6,745,632	7,134,000	7,997,040
113	6,046,848	6,755,376	7,145,136	8,005,392
114	6,056,592	6,762,336	7,156,272	8,015,136
115	6,064,944	6,769,296	7,167,408	8,024,880
116	6,073,296	6,776,256	7,177,152	8,033,232
117	6,081,648	6,783,216	7,186,896	8,041,584
118	6,090,000		7,198,032	8,049,936
119	6,098,352		7,207,776	8,058,288
120	6,106,704		7,217,520	8,065,248
121	6,113,664		7,227,264	8,072,208
122	6,122,016			
123	6,130,368			
124	6,138,720			
125	6,145,680			
126	6,154,032			
127	6,162,384			
128	6,170,736			
129	6,177,696			
130	6,186,048			
131	6,194,400			
132	6,202,752			
133	6,209,712			
134	6,213,888			
135	6,216,672			
136	6,219,456			
137	6,222,240			

備考 この年俸表は、教員に適用する。

## 別表第2

### 年俸の定時改定の号給数

		成績			
		S	A	B	C
年数	3	理事長が 個別に定 める	18	12	6
	2		12	8	4
	1		6	4	2



別表第3

基本年俸の調整額

年俸制教員	支給額
(1) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(1)に定める者	4級 643,104円 3級 559,584円 2級 530,352円
(2) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(2)に定める者	4級 428,736円 3級 373,056円 2級 353,568円
(3) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(3)に定める者	
(4) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(4)に定める者	4級 214,368円 3級 186,528円 2級 176,784円
(5) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(5)に定める者	
(6) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(6)に定める者	1級 154,512円
(7) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(7)に定める者	386,280円
(8) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(8)に定める者	441,960円
(9) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(9)に定める者	466,320円
(10) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(10)に定める者	535,920円
(11) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(11)に定める者	150,336円
(12) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(12)に定める者	112,752円

## 別表第4

## 業績年俸表

号給	1級	2級	3級	4級
1	1,589,800	2,032,188	2,163,910	2,547,876
2	1,603,958	2,043,462	2,176,370	2,558,696
3	1,618,118	2,054,736	2,188,830	2,569,518
4	1,632,278	2,066,008	2,201,290	2,580,338
5	1,646,436	2,076,690	2,213,750	2,590,522
6	1,660,596	2,087,370	2,225,618	2,601,978
7	1,674,756	2,097,456	2,236,890	2,613,436
8	1,688,914	2,107,542	2,248,164	2,624,892
9	1,703,074	2,117,630	2,259,438	2,635,712
10	1,717,232	2,128,310	2,268,932	2,648,442
11	1,731,392	2,138,396	2,278,424	2,661,172
12	1,745,552	2,148,484	2,287,324	2,673,266
13	1,759,710	2,158,570	2,296,224	2,685,358
14	1,773,870	2,168,656	2,305,718	2,699,362
15	1,788,030	2,178,150	2,315,212	2,712,728
16	1,802,188	2,187,644	2,324,112	2,726,094
17	1,816,348	2,197,138	2,333,012	2,739,460
18	1,830,506	2,205,444	2,342,506	2,752,826
19	1,844,666	2,213,750	2,351,998	2,766,194
20	1,858,826	2,222,058	2,360,898	2,779,560
21	1,872,984	2,230,364	2,369,798	2,792,290
22	1,886,012	2,238,670	2,379,292	2,805,656
23	1,899,038	2,246,978	2,388,786	2,818,386
24	1,912,064	2,255,284	2,397,686	2,831,116
25	1,925,090	2,263,592	2,406,586	2,843,846
26	1,935,286	2,271,898	2,416,080	2,857,212
27	1,945,480	2,280,204	2,425,572	2,869,942
28	1,955,108	2,288,512	2,434,474	2,882,672
29	1,964,736	2,296,818	2,443,374	2,895,402
30	1,974,932	2,305,124	2,452,866	2,908,768
31	1,984,560	2,313,432	2,462,360	2,921,498

32	1, 994, 188	2, 321, 738	2, 471, 260	2, 934, 228
33	2, 003, 816	2, 330, 046	2, 480, 160	2, 946, 956
34	2, 014, 010	2, 338, 352	2, 489, 060	2, 960, 324
35	2, 023, 640	2, 346, 658	2, 497, 960	2, 973, 054
36	2, 033, 268	2, 354, 966	2, 506, 268	2, 985, 782
37	2, 042, 896	2, 362, 678	2, 514, 574	2, 998, 512
38	2, 051, 392	2, 370, 986	2, 523, 474	3, 011, 880
39	2, 059, 886	2, 379, 292	2, 532, 374	3, 024, 608
40	2, 067, 816	2, 387, 600	2, 540, 680	3, 037, 338
41	2, 075, 746	2, 395, 312	2, 548, 988	3, 050, 068
42	2, 084, 240	2, 403, 620	2, 557, 888	3, 063, 434
43	2, 092, 736	2, 411, 926	2, 566, 788	3, 076, 164
44	2, 100, 666	2, 420, 232	2, 575, 094	3, 088, 894
45	2, 108, 594	2, 427, 946	2, 583, 402	3, 101, 624
46	2, 117, 090	2, 436, 254	2, 591, 708	3, 114, 990
47	2, 125, 586	2, 444, 560	2, 600, 014	3, 127, 720
48	2, 133, 514	2, 452, 274	2, 608, 322	3, 140, 450
49	2, 141, 444	2, 459, 986	2, 616, 628	3, 153, 180
50	2, 148, 806	2, 468, 294	2, 624, 936	3, 166, 546
51	2, 155, 604	2, 476, 600	2, 632, 648	3, 179, 276
52	2, 162, 400	2, 484, 314	2, 640, 362	3, 192, 006
53	2, 169, 196	2, 492, 028	2, 648, 076	3, 204, 736
54	2, 175, 426	2, 500, 334	2, 655, 788	3, 218, 102
55	2, 181, 656	2, 508, 640	2, 663, 502	3, 230, 832
56	2, 187, 886	2, 516, 354	2, 671, 216	3, 243, 562
57	2, 194, 116	2, 524, 068	2, 678, 930	3, 256, 292
58	2, 200, 346	2, 532, 374	2, 686, 642	3, 269, 658
59	2, 206, 576	2, 540, 088	2, 694, 356	3, 282, 388
60	2, 212, 806	2, 547, 800	2, 702, 070	3, 295, 118
61	2, 219, 036	2, 555, 514	2, 709, 782	3, 307, 848
62	2, 225, 266	2, 563, 228	2, 717, 496	3, 320, 578
63	2, 230, 930	2, 570, 942	2, 725, 210	3, 332, 672
64	2, 236, 594	2, 578, 654	2, 732, 924	3, 344, 764
65	2, 242, 258	2, 585, 774	2, 740, 636	3, 356, 858
66	2, 247, 922	2, 593, 488	2, 748, 350	3, 367, 678

67	2, 253, 586	2, 601, 202	2, 756, 064	3, 378, 498
68	2, 258, 682	2, 608, 322	2, 763, 776	3, 389, 318
69	2, 263, 780	2, 615, 442	2, 771, 490	3, 400, 140
70	2, 269, 444	2, 623, 156	2, 779, 204	3, 410, 960
71	2, 275, 108	2, 630, 868	2, 786, 916	3, 421, 144
72	2, 280, 204	2, 637, 988	2, 794, 630	3, 431, 328
73	2, 285, 302	2, 645, 108	2, 802, 344	3, 441, 512
74	2, 290, 966	2, 652, 822	2, 810, 058	3, 452, 332
75	2, 296, 062	2, 659, 942	2, 817, 770	3, 462, 516
76	2, 301, 160	2, 667, 062	2, 825, 484	3, 472, 700
77	2, 306, 258	2, 674, 182	2, 832, 604	3, 482, 884
78	2, 311, 354	2, 681, 302	2, 840, 318	3, 491, 794
79	2, 315, 886	2, 688, 422	2, 848, 032	3, 500, 706
80	2, 320, 416	2, 695, 542	2, 855, 744	3, 509, 616
81	2, 324, 948	2, 702, 662	2, 862, 864	3, 517, 890
82	2, 330, 046	2, 709, 782	2, 870, 578	3, 523, 618
83	2, 334, 576	2, 716, 902	2, 877, 698	3, 529, 348
84	2, 339, 108	2, 724, 022	2, 884, 818	3, 535, 076
85	2, 343, 638	2, 731, 144	2, 891, 938	3, 540, 168
86	2, 348, 170	2, 738, 264	2, 898, 464	3, 544, 622
87	2, 352, 700	2, 745, 384	2, 904, 992	3, 549, 078
88	2, 357, 230	2, 752, 504	2, 911, 518	3, 553, 534
89	2, 361, 762	2, 759, 030	2, 918, 046	3, 557, 352
90	2, 366, 292	2, 766, 150	2, 924, 572	3, 561, 808
91	2, 370, 824	2, 773, 270	2, 931, 098	3, 566, 264
92	2, 375, 354	2, 779, 796	2, 937, 032	3, 570, 720
93	2, 379, 886	2, 786, 324	2, 942, 966	3, 574, 538
94	2, 384, 416	2, 791, 664	2, 948, 898	3, 578, 994
95	2, 388, 382	2, 797, 004	2, 954, 832	3, 583, 448
96	2, 392, 346	2, 802, 344	2, 960, 766	3, 587, 904
97	2, 396, 310	2, 807, 684	2, 966, 106	3, 591, 724
98	2, 400, 842	2, 812, 430	2, 972, 040	3, 596, 178
99	2, 404, 806	2, 817, 178	2, 977, 972	3, 600, 634
100	2, 408, 770	2, 821, 924	2, 983, 312	3, 605, 090
101	2, 412, 736	2, 826, 078	2, 988, 652	3, 608, 908

102	2, 416, 700	2, 830, 824	2, 993, 400	3, 613, 364
103	2, 420, 664	2, 835, 570	2, 998, 146	3, 617, 820
104	2, 424, 628	2, 839, 724	3, 002, 892	3, 622, 274
105	2, 428, 594	2, 843, 878	3, 007, 640	3, 626, 094
106	2, 432, 558	2, 848, 624	3, 012, 386	3, 630, 550
107	2, 436, 522	2, 853, 372	3, 017, 132	3, 635, 004
108	2, 440, 488	2, 857, 524	3, 021, 880	3, 639, 460
109	2, 444, 452	2, 861, 678	3, 026, 626	3, 643, 280
110	2, 448, 416	2, 866, 424	3, 031, 374	3, 647, 734
111	2, 452, 382	2, 871, 172	3, 036, 120	3, 652, 190
112	2, 456, 346	2, 875, 324	3, 040, 866	3, 656, 646
113	2, 460, 310	2, 879, 478	3, 045, 614	3, 660, 464
114	2, 464, 274	2, 882, 444	3, 050, 360	3, 664, 920
115	2, 467, 674	2, 885, 412	3, 055, 106	3, 669, 376
116	2, 471, 072	2, 888, 378	3, 059, 260	3, 673, 194
117	2, 474, 470	2, 891, 344	3, 063, 414	3, 677, 014
118	2, 477, 868		3, 068, 160	3, 680, 832
119	2, 481, 266		3, 072, 314	3, 684, 652
120	2, 484, 664		3, 076, 466	3, 687, 834
121	2, 487, 496		3, 080, 620	3, 691, 016
122	2, 490, 894			
123	2, 494, 292			
124	2, 497, 690			
125	2, 500, 522			
126	2, 503, 920			
127	2, 507, 318			
128	2, 510, 718			
129	2, 513, 550			
130	2, 516, 948			
131	2, 520, 346			
132	2, 523, 744			
133	2, 526, 576			
134	2, 528, 274			
135	2, 529, 408			
136	2, 530, 540			

137	2,531,672			
-----	-----------	--	--	--

備考 この年俸表は、教員に適用する。

別表第5

業績年俸加算表

区分	加算額
別表第3(1)の適用を受ける者	4級 294,056円 3級 238,520円 2級 226,058円
別表第3(2)及び(3)の適用を受ける者	4級 196,038円 3級 159,010円 2級 150,706円
別表第3(4)及び(5)の適用を受ける者	4級 98,016円 3級 79,504円 2級 75,352円
別表第3(6)の適用を受ける者	1級 62,862円
別表第3(7)の適用を受ける者	157,164円
別表第3(8)の適用を受ける者	188,384円
別表第3(9)の適用を受ける者	198,768円
別表第3(10)の適用を受ける者	245,044円
別表第3(11)の適用を受ける者	4級 68,740円 3級 64,076円 2級 64,076円 1級 61,166円
別表第3(12)の適用を受ける者	4級 51,554円 3級 48,056円 2級 48,056円 1級 45,872円